

令和6年度敦賀市居住支援協議会 委員名簿

区分1	区分2	会員名	部・課名	職	委員氏名
学識経験者	学識経験者	国立大学法人 福井大学	学術研究院工学系部門	准教授	菊地 吉信
不動産関係団体	不動産関係団体	敦賀不動産業会	理事	有限会社 カワセ不動産	河瀬 真一郎
	不動産関係団体	株式会社 日章土地		常務取締役	村中 哲郎
	不動産関係団体	株式会社 住みかえ情報館	敦賀営業所	所長	田保 真由美
居住支援団体	居住支援法人	福井居住支援法人ネットワーク協議会	社会福祉法人 ふくい福祉家 居住支援事業部	理事長	西野 幸治
	福祉事業者	社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会	相談支援事業グループ	グループリーダー代理	北井 智也
	福祉事業者	社会福祉法人 敦賀市社会福祉事業団	敦賀市自立促進支援センター	主任相談員	杉本 優子
	福祉事業者	社会福祉法人 二州青松の郷	障害福祉サービスセンター ひまわりの家	サービス管理責任者	西村 光央
	福祉事業者	福井県医療生活協同組合 つるが生協在宅総合センター 和	敦賀市地域包括支援センター なごみ	管理者	戸嶋 久美子
地方公共団体	敦賀市	建設部 住宅政策課	建設部 住宅政策課	政策幹	戸嶋 吉昭
	敦賀市	建設部 住宅政策課	建設部 住宅政策課	課長補佐	田中 良弘
	敦賀市	建設部 住宅政策課	建設部 住宅政策課	係長	細田 貴生
	敦賀市	福祉保健部 地域福祉課	福祉保健部 地域福祉課	係長	藤井 祐太
	敦賀市	福祉保健部 長寿健康課	福祉保健部 長寿健康課	係長	池田 和寛
	アドバイザー	福井県土木部 建築住宅課	土木部 建築住宅課	主任	小寺 一樹
	アドバイザー	福井県土木部 建築住宅課	土木部 建築住宅課	主査	川端 慎司
アドバイザー	アドバイザー	福井県居住支援法人ネットワーク協議会	株式会社ケア・フレンズ 優しいまちづくり推進事業部	統括部長	吉村 和真

敦賀市居住支援協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 敦賀市居住支援協議会（以下「協議会」という。）は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する民間の賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間の賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、敦賀市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間の賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(構成団体)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体をもって構成する。

- 2 新たに会員になろうとする者は、会長に入会を申し込み、会長の承認を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

(役員)

第4条 協議会には、次の役員を置く。

- 一 会長1名
- 二 副会長1名
- 三 監事1名
- 2 会長は敦賀市建設部住宅政策課長をもって充てる。
役員は、総会において、会員が互選する。

(役員の任務)

第5条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長を務める。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会等)

第7条 総会は協議会の最高議決機関であつて、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は構成団体の3分の1以上の請求があつた場合には、臨時総会の他、必要な会議を開催する。

2 総会は、会長、副会長、監事及び各構成団体(会長、副会長及び監事に任用された職員等がいる構成団体を除く。)がその職員等の中から予め指名した者(以下「委員」という。)をもって組織する。

3 会長は、必要に応じて関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 総会は、次の事項を承認議決する。

一 協議会の事業計画及び予算に関すること。

二 協議会の事業報告及び決算を承認すること。

三 協議会の役員を選任すること。

四 設置要綱の制定及び改廃に関すること。

五 その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(定足数等)

第8条 総会は、前条第2項に掲げる者の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については出席した会員とみなす。

3 会議に出席できない委員は、その権限の行使を他の委員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、会長に委任したものとみなす。

(専門部会)

第9条 会長は、第2条の事業を専門的かつ具体的に協議・検討する必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、部会長及び各構成団体(部会長に選出された職員等がいる構成団体を除く。)がその職員等の中から予め指名した者をもって組織する。

3 部会長は、専門部会を総括し、専門部会を招集して議長を務める。

4 部会長は、互選により選出する。

5 部会長は、必要に応じて関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第11条 協議会の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計及び帳簿の整備)

第12条 協議会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 前項の帳簿は、事業年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(監査と報告)

第13条 監事は、事業年度終了後に会計監査を行い、監査結果を総会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 総会又は専門部会の出席者は、協議会の活動において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び既存の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第15条 協議会が取り扱う個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律のほか関連する規定を準用する。

(事務局)

第16条 協議会の事務局は、福井居住支援法人ネットワーク協議会嶺南支部内に置く。

2 事務局は、総会の運営、協議会の会計、事業計画及び事業報告に係る事務、並びに予算及び決算に係る事務を担当する。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

別表 （第3条関係）

区 分		会 員
学識経験者		福井大学 学術研究院工学部門
不動産関係団体		敦賀不動産業会 株式会社 日章土地 株式会社 住みかえ情報館
居住支援団体	居住支援法人	福井県居住支援法人ネットワーク協議会嶺南支部
	福祉事業者	社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会 社会福祉法人 敦賀市社会福祉事業団 社会福祉法人 二州青松の郷 福井県医療生活協同組合 つるが生協在宅総合センター 和
地方公共団体	敦賀市	建設部 住宅政策課 福祉保健部 地域福祉課 福祉保健部 長寿健康課
	アドバイザー	福井県土木部 建築住宅課
アドバイザー		福井県居住支援法人ネットワーク協議会

副会長及び監事の選任について

区 分	会 員
不動産関係団体	敦賀不動産業会
不動産関係団体	株式会社 日章土地
不動産関係団体	株式会社 住みかえ情報館
福祉事業者	社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会
福祉事業者	社会福祉法人 敦賀市社会福祉事業団
福祉事業者	社会福祉法人 二州青松の郷
福祉事業者	福井県医療生活協同組合 つるが生協在宅総合センター 和
敦賀市	福祉保健部 地域福祉課
敦賀市	福祉保健部 長寿健康課

令和 6 年度事業計画

1 住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅への入居を円滑に行うための体制づくり**(1) 行政（住宅・福祉）、不動産事業者、及び福祉事業者の間におけるネットワーク体制の構築**

住宅部局、福祉部局、不動産事業者、福祉事業者等の連携強化を図るとともに、各団体の住宅確保要配慮者への関わり方を明確にしていく事で、居住支援を円滑に行うことが出来る体制を構築する。

(2) 居住支援協議会における相談体制及び連携体制を住宅確保要配慮者へ周知

居住支援協議会として構築した相談体制や連携体制をチラシやホームページなどを通して周知していく事で、住宅確保要配慮者が住環境の改善を円滑に行えるようにする。

2 居住支援を行う団体等の環境を整備・推進**(1) セーフティネット賃貸住宅協力店の拡充**

賃貸住宅を扱う不動産事業者に対し、セーフティネット賃貸住宅協力店への参画を促し、住宅確保要配慮者の住まい探しの選択肢を増やすとともに、地域を巻き込んだ体制づくりを行う。

(2) 居住支援法人の設置の推進

居住支援を積極的に行う団体または今後行う予定の団体には、福井県の居住支援法人の登録制度を紹介し、本市における居住支援法人の設置を推進する。

(3) 所有者等へのセーフティネット住宅登録の促進

セーフティネット賃貸協力店などを通し、住宅確保要配慮者を受け入れ可能な住宅の促進を行う。

また、国土交通省の提供するセーフティネット情報提供システムや、福井県居住支援協議会が作成する、住宅確保要配慮者に提供可能な民間賃貸住宅のリスト等既存のツールを用いた広報手段を確立し、セーフティネット住宅登録をより広報できる環境を促進する。

3 セミナー・勉強会等の開催、課題の研究・検討**(1) 勉強会、研修会等の実施**

協議会会員を対象に、具体的な居住支援の事例を、現場で直面する課題等を学ぶための勉強会の実施や、様々な分野の関係者が連携した支援の在り方について理解を深める研修会を開催し居住支援に対する理解を深める。

(2) 本市における居住支援の課題及びその対策の検討

死亡・退去後の対応や、連帯保証人に対する問題など、住宅確保要配慮者の入居に関し課題となる部分について、先進的な取組等を研究し、支援方法を検討する。

令和6年度収支予算

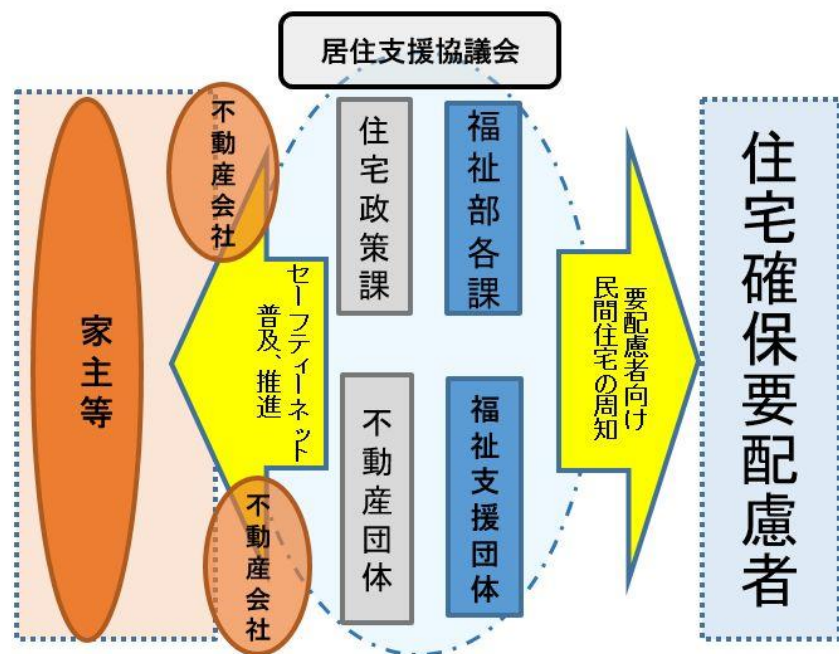
収入の部

科 目	予算額	内 訳
市補助金	694,310	令和6年度 居住支援協議会活動支援事業
合 計	694,310	

支出の部

区 分	予算額(円)	内 訳
①人件費	504,000	事務局等人件費 等
②旅費	31,430	講師旅費、委員旅費 等
③庁費	158,880	研修お茶代、講師謝礼、委員報酬 等
計	694,310	

1 敦賀市居住支援協議会体制図 (整備・推進)



2 敦賀市居住支援協議会体制予定図 (相談・支援)

